

関川村空き家・空き地バンク制度



詳しくは

関川村 空き家・空き地バンク

検索

様式のダウンロードもできます。

空き家・空き地バンクとは？

所有者から申込みを受けた空き家・空き地の情報を、村のホームページ等で公開し、空き家・空き地を売りたい・借りたい人に紹介するものです。空き家は、放っておくと、傷みが進み、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があります。

空き家・空き地バンクは空き家・空き地の利活用や移住・定住による地域活性化を目的にしています。

家財道具撤去費及び改修費の補助制度もあります

空き家・空き地バンクの登録（予定）物件内の家財道具について、撤去費用を2/3補助（最大20万円）します。また、契約の成立した空き家を改修する場合、経費の1/2補助（最大200万円）します。

ご利用方法 STEP 1 ~登録~

空き家・空き地を売りたい・貸したい方



1 空き家・空き地バンクへの登録申込み

所有している空き家・空き地を、空き家・空き地バンクへ登録したい場合は、「物件登録申込書」を村に提出してください。

2 現地調査

申込みのあった空き家に村の担当者と集落支援員（移住定住サポーター）が伺い、所有者立ち会いのもと調査を行います。

申込内容に間違いがないか確認し、登録に必要な写真撮影や間取りの確認等を行います。

空き地については、村担当者が立ち会い、確認等を行います。

3 空き家・空き地バンクへの登録・公開

登録内容に問題がなければ「登録決定通知書」を交付し、村のホームページ等で公開を開始します。

空き家・空き地を買いたい・借りたい方

1 空き家・空き地バンクへの利用者登録申込み

空き家・空き地バンクに登録されている空き家・空き地の購入・賃借を希望する場合は、利用者登録が必要です。

「利用者登録申込書」と「誓約書」を村に提出してください。

2 空き家・空き地バンク利用者登録の通知

申込書の内容に不備等がないかを確認し、問題がなければ「登録決定通知書」を交付します。

なお、登録には次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ・空き家に定住する意思があるか
- ・空き家に定期的に滞在し、地域の活性化に寄与する意思があるか
- ・空き地に住宅を建築しようとする意思があるか

ご利用方法 STEP 2 ~交渉・契約~

1. 村担当者から空き家・空き地の所有者への連絡

2. 空き家・空き地の所有者から購入・賃借希望者への連絡

3. 交渉・契約



空き家・空き地の購入・賃借希望があれば、村の担当者から所有者(又は仲介業者)に連絡し、購入・賃借希望者の連絡先等をお伝えします。村が連絡するのはここまでです。



村の担当者から連絡を受けた所有者(又は仲介業者)は、購入・賃借希望者に連絡し、現地見学等の調整を行ってください。



交渉・契約は、各自で行ってください。

個別の交渉・契約に村は関与しませんが、希望する場合は、村と協定を結んだ仲介業者を紹介します(成約時には法定の仲介手数料が発生します)。

※注意事項※

空き家・空き地を売りたい・貸したい方へ

- 1 登録する空き家・空き地の所有権（登記）の整理はお済みですか
不動産取引を行うためには、土地と建物の所有権（登記）を整理（相続、抵当権など）しておく必要があります。整理できない場合は、登録できません。
- 2 登録する空き家・空き地は不動産業者等取引を依頼していない物件ですか
既に不動産業者等取引を依頼している空き家・空き地は、登録できません。
- 3 現地調査の結果、登録をお断りする場合があります
痛みの激しい空き家や管理されていない空き地は登録をお断りする場合があります。

空き家・空き地を買いたい・借りたい方へ

- 1 紹介できる空き家・空き地は1人につき1件です
紹介する空き家・空き地は、購入・賃借希望者1人につき1件です。同時に複数の空き家・空き地を紹介することはできません。
- 2 空き家・空き地の紹介は先着順に行います
1つの空き家・空き地に複数の購入・賃借希望者がいる場合、利用者登録申込書の提出順にご紹介します。
- 3 関川村民の方も利用者登録を行うことができます

お問合せ先

関川村役場地域政策課 交流・定住班

〒959-3292

新潟県岩船郡関川村大字下関 912

TEL:0254-64-1478

FAX:0254-64-0079